

# 青森県報

第四千三百号

平成二十九年  
五月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 訓 令

○青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に  
関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程の  
一部を改正する訓令……………

(新産業課) …… 一

### 告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機  
関の指定の辞退……………

(保健衛生課) …… 二

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の  
指定……………

( 同 ) …… 二

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービ  
ス事業の廃止の届出……………

(高齢福祉課) …… 二

○介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退……………

( 同 ) …… 三

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防  
サービス事業の廃止の届出……………

( 同 ) …… 三

○障害福祉サービス事業者の指定……………

(障害福祉課) …… 四

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃  
止の届出……………

( 同 ) …… 四

### 公 告

○建設業者の許可の取消し……………

(東青地域  
県民局) …… 四

○右 同……………

(三八地域  
県民局) …… 五

○右 同…………… (西北地域局) …… 五

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任…………… (東青地域局) …… 五

○道路の位置の指定…………… (上北地域局) …… 六

### 人事委員会

○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲  
を定める規則)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 六

### 公安委員会

○交通管制センター中央設備装置(上位装置)貸借契約に  
係る一般競争入札…………… (会計課) …… 七

## 訓 令

### 青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般  
三 八 地 域 県 民 局

青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県  
民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地  
域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県  
民局長への委任等に関する規程(平成二十八年六月青森県訓令甲第十九号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「平成二十八年度青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金交付要綱（平成二十八年五月十一日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 平成二十八年度青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金交付要綱（平成二十八年五月十一日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年三月青森県規則第十号）及び同要綱の施行に関すること。
- 二 平成二十九年度青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金交付要綱（平成二十九年四月二十一日制定）に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
大野あけぼの薬局	青森市東大野二丁目二の一	平成 三元・三・三
中央あけぼの薬局	青森市中央三丁目九の八	〃
あけぼの薬局新町店	青森市新町一丁目一〇の七	〃

あけぼの薬局妙見店	青森市問屋町一丁目一八の四七	〃
あけぼの薬局八戸店	八戸市南類家一丁目一六の七	〃

青森県告示第四百二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五号第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したため、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大野あけぼの薬局	青森市東大野二丁目二の一	平成 三元・四・一
中央あけぼの薬局	青森市中央三丁目九の八	〃
あけぼの薬局新町店	青森市新町一丁目一〇の七	〃
あけぼの薬局妙見店	青森市問屋町一丁目一八の四七	〃
あけぼの薬局八戸店	八戸市南類家一丁目一六の七	〃

青森県告示第四百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったため、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾



日建リ ス工業株 式会社	東京都東久留米 市八幡町二丁目 一の一の七三	介護予 防福祉 社	ニッパ ン	上北郡東北町 五の六	二・三・三 二・四・三〇
販売予 定防具 用福祉 社		青森	シヨッ プ		

青森県告示第四百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	生活介護	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人求道舎	上北郡七戸町字館野三二の一五		生活介護事業所クローバー		上北郡野辺地町観音林脇八の		平成 二九・五・一

青森県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
株式会社草菴	弘前市大字城東二丁目二の六		重度訪問介護	草菴ヘルステールパシオン	弘前市大字城東二丁目二の六	平成 二九・三・三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社花建
- 二 代表者の氏名 花田隆宏
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字合子沢字松森八九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一〇〇七六一号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 助川建設株式会社

二 代表者の氏名 助川岩雄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田二三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一二五三七号

五 取消年月日 平成二十九年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社沖工業

二 代表者の氏名 沖崎真理子

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字高根字小金石七九九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一五九九号

五 取消年月日 平成二十九年四月十八日

六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年五月十九日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	森 清秀	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一六の二	平成 二九・四・二就任
〃	坂本 宏孝	〃 〃 大字中沢字浪返七六	〃
〃	小鹿 正博	〃 〃 大字長科字浦田一二の〃	〃
〃	大宮 正志	〃 〃 大字郷沢字浜田一四〇	〃
〃	吉崎 治八	〃 〃 大字蓬田字汐越一三〇	〃
〃	三上 永久男	〃 〃 〃 〃 七二	〃
〃	森 弘美	〃 〃 大字阿弥陀川字汐干七	〃
〃	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃

監事	坂本 昭栄	森 淳一	坂本 信義	佐藤 信彦	小松 国光	森 弘美	三上 永久男	吉崎 治八	大宮 正志	高田 栄	小 鹿 正博	坂本 宏孝	森 清秀	理事	高田 亮	吉田 勉	監事	森 秀夫	加藤 秋穂	森 淳一	坂本 信義	佐藤 信彦	小松 国光
四〇	三〇	一〇	二〇	六〇	七〇	〇	五〇	の八	の八	一〇	一〇	六〇	の二	二〇	八〇	の九	三〇	一〇	二〇	六〇	六〇	六〇	六〇
大字長科字川瀬三五の	大字阿弥陀川字汐干五	大字中沢字浪返一五の	大字長科字浦田二六の	〇	〇	〇	〇	大字蓬田字汐越一三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

〇	〇	〇	〇
森 秀夫	木村 修	〇	〇
八〇	二〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

上北地域県民局長 櫻庭 憲司

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市大字三本木字西小 稲一四〇の一	四〇・二五メートル	六・〇〇メートル	平成 二九・五・三

人事委員会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十九日

青森県人事委員会委員長 熊地 貴志

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を

次のように改正する。

別表第二号の表地域県民局の項の第三号中 「イ 管理室長」 を「総務チーフ 環境管理事務所長」

「ムリーダー」に改め、同表消防学校の項中「校長」を 「一 校長」 に改め、同表盲 学校、聾学校、養護学校の項を次のように改める。

特別支援学校	一 校長
	二 教頭
	三 事務長

別表第二号の表備考第二号中「第三十一条第五項」を「第三十一条第三項」に改め る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

交通管制センター中央設備装置（上位装置）賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十 二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年五月十九日

青森県警察本部長 大 塚 泰 博

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設定導入、保守及び撤去等を含む賃貸借料 とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

交通管制センター中央設備装置（上位装置） 一式

二 賃貸借期間

平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで（ただし、この契約に係

る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除す ることがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな い者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加 資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札 参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入 札参加資格）の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競 争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、電子計算組織に係るソフトウェ ア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知 事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは これに準ずるものであるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当 該状態が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守 体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することに ついて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。） により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年六 月十六日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の 内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これ に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ ないものとする。

3 提出場所

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十九年六月三十日 午後一時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階 第二会議室

平成二十九年六月三十日 午後一時四十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

（賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。）

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十九年年度の契約金額とする。ただし、平成三十年度から平成三十三年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じて得た額とし、平成三十四年度の契約金額は落札価格に十一を乗じて得た額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity

of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

1:30 P. M. June 30, 2017

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号

青森県 森 郡

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円四十四銭